

真庭市立小・中学校適正配置実施計画

平成23年 1月策定

平成25年10月改訂

真庭市教育委員会

はじめに

過疎化や少子化に伴う人口の減少など、教育を取り巻く社会環境の変化や、老朽化した校舎の改築や耐震補強など新たな諸課題への対応が求められる中、小・中学校において均衡のとれた教育環境を提供することが重要な施策となっている。

これらの諸課題を総合的に検討するため、真庭市教育委員会の諮問を受けた「真庭市学校整備推進委員会」から、平成22年1月に「真庭市立小・中学校の適正配置について」答申が提出された。

この答申を受け、真庭市職員による「真庭市立小・中学校適正配置実施計画策定会議」を立ち上げ、答申内容を十分に尊重した上で、関係機関、地域住民、保護者などから出された意見を踏まえ、真庭市立小・中学校適正配置実施計画を平成23年1月に策定した。

この計画に基づき、これまでに極小規模校についてそれぞれ実態を踏まえながら段階的に近隣の小学校と統合を進め、今回、児童生徒数の推計等からさらに学校の小規模化が予想されるため、本計画の見直しを行った。

今後の進め方については、保護者を始め地域にとって非常に関心の高い取り組みのため、多様な観点から長期的な視野で財政的な課題も含めて計画的に実施することとした。

1. 目的

真庭市学校整備推進委員会の答申内容に沿って、適正配置実施計画を策定し、小・中学校における児童・生徒の減少に伴う学校規模の適正化と、教育環境の向上を図ることを目的とする。

2. 現状と将来の見通し

(1) 小学校

小学校では、平成25年度30校（内5校休校）のうち、複式学級のある学校は7校あり、平成30年度までに11校に増加する見込みである。

児童数については、平成25年度には2,422人であるが、平成30年度には2,189人となり、233人（9.6%）減少する見込みである。

(2) 中学校

中学校は7校あるが、平成25年度から平成30年度にかけては、複式学級とはならない見込みであるが、小規模校が増える見込みである。

生徒数については、平成25年度には1,366人であるが、平成30年度には1,174人となり、192人（14.0%）減少する見込みである。

●児童生徒数の見込み（平成 25 年 7 月現在）

（小学校）※□で囲んだ学校は極小規模校、下線の学校は小規模校

学校名	25 年度暫定	26 年度見込	27 年度見込	28 年度見込	29 年度見込	30 年度見込
	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数
中津井	54	48	38	36	33	30
<u>皆部</u>	36	38	37	42	42	46
阿口	休校 H25～	—	—	—	—	—
上水田	94	93	96	83	82	73
水田	70	73	72	65	62	61
落合	157	167	178	172	171	184
天津	129	125	132	127	129	138
津	8	*休校 H26～	—	—	—	—
上田	*休校 H23～	—	—	—	—	—
上山	*休校 H9～	—	—	—	—	—
木山	120	112	112	106	99	93
日野上	*休校 H19～	—	—	—	—	—
美川	101	95	100	91	98	93
別所	*休校 H23～	—	—	—	—	—
河内	65	60	64	64	61	48
川東	121	108	107	107	97	91
遷喬	438	434	429	442	438	423
草加部	61	66	59	59	56	47
米来	109	101	100	93	94	94
檜邑	19	18	13	13	17	17
余野	15	19	18	20	19	20
勝山	266	254	263	266	265	253
月田	60	58	52	53	52	44
富原	36	33	32	30	26	27
美甘	66	58	59	58	61	53
湯原	97	91	93	105	112	107
二川	19	15	14	13	13	13
中和	39	33	36	36	32	24
八束	154	149	145	146	149	139
川上	88	82	78	77	75	71
計	2,422	2,330	2,327	2,304	2,283	2,189
前年比	▲107	▲92	▲3	▲23	▲21	▲94

〈中学校〉 ※下線の学校は小規模校

学校名	25年度暫定	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
北房	159	139	142	136	134	122
落合	393	382	363	347	343	356
久世	376	339	318	314	313	323
勝山	208	215	201	179	165	165
美甘	30	29	30	30	25	31
湯原	60	58	52	53	48	47
蒜山	140	143	156	141	134	130
計	1,366	1,305	1,262	1,200	1,162	1,174
前年比	64	▲61	▲43	▲62	▲38	12

《市全域》

学校名	25年度暫定	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数
小中	3,788	3,635	3,589	3,504	3,445	3,363
前年比	▲43	▲153	▲46	▲85	▲59	▲82

【参考】

極小規模校：児童・生徒が1人以下の学年がある学校

小規模校：小学校は複式学級のある学校

中学校は1学年の生徒数が概ね10人程度の学校

学級編成基準

校種	単式 (同学年の児童又は生徒で編成)		複式 (2個学年の児童又は生徒で編成)		特別支援
	第1・2学年	第3～6学年	第1学年含む	第1学年除く	
小学校	35人	40人	8人	16人	8人
中学校	40人		8人		

※公立学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、都道府県の教育委員会が定めることになっている。なお、適正規模については、学校教育法施行規則第41条及び義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条において、その条件として「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（同規則醍79条により中学校についてもこの規定を準用）」と規定され、これは小学校では各学年2学級から3学級、中学校では各学年4学級から6学級となる。

3. 実施計画について

(1) 基本の方針

学校は、集団生活のなかで学習しながら、友情を育みながら、児童・生徒がお互いに切磋琢磨し、たくましく生き抜くための確かな学力、豊かな心や社会性を育む場である。そのため、適正な学校規模の配置を行い教育環境の整備を図る。

- 1) 極小規模校及び小規模校について、実態を踏まえながら適正配置を進める。
- 2) 原則、同一中学校区の隣接する小学校と統合する。
- 3) 中学校については、小規模校について適正配置を進める。

(2) 基本計画

〔第1段階〕

期 間：平成23年度～24年度（2年間）

対象校：極小規模校のうち、児童数が1桁の学校について実施する。

〈平成23年度より休校〉

- ・上田小学校（津田小学校と統合）
- ・別所小学校（美川小学校と統合）

〔第2段階〕

期 間：平成25年度～29年度（5年間）

対象校：極小規模校及び小規模校について、実態を踏まえて実施する。

〈平成25年度より休校〉

- ・阿口小学校（皆部小学校と統合）

〈平成26年度より休校〉

- ・津田小学校（落合小学校と統合）

〈平成29年度末までに方針決定する学校〉

- ・檜邑小学校、余野小学校、二川小学校
- ・美甘中学校

〔第2段階期間終了以降〕

平成30年度以降は、児童生徒数の推移や、立地条件等を総合的に判断し、次のとおり再編整備を検討する。

地 区	小学校	中学校
北 房	1 校	1 校
落 合	2～3 校	1 校
久 世	2 校	1 校
勝 山	1～2 校	1 校
美 甘	1 校	—
湯 原	1 校	1 校
蒜 山	1～2 校	1 校
市全域	9～12 校	6 校

(3) 計画の具体的内容

1) 指定学校について

就学する学校については、地域の実情を考慮して教育委員会が指定する。

2) 通学手段の確保について

①適正配置の実施により、対象となる小学校区の児童の通学手段としては、原則スクールバス、スクールタクシー又はコミュニティバス等を確保し、通学に支障がないよう配慮する。

②スクールバス等の運行については、対象となる学区ごとに検討する。

3) 複式学級への配慮について

複式学級を抱える小学校においては、指導内容や方法を工夫して学習指導にあたっている。各学年で履修すべき学習内容を欠落なく指導するためには、2年間を見通した計画的な指導が求められ、特殊な要素が必要となる。そのため、複式学級対象校を統合する場合には、複式学級へ加配による教員の配置と、受け入れ校との調整を行うなど、対象児童の学習課程に支障がないように配慮をしていく。

また、実施前において、両校の交流を積極的に実施すると共に、学校教育目標やカリキュラムの調整に努め、実施後の授業に児童・生徒が安心して臨めるよう配慮する。

4) 学用品等支援について

通学校の変更に伴い、買い替えが必要になる制服、体操服、帽子、上履き等の学用品があれば購入の支援をする。

5) 保護者・地域・学校との連携について

小・中学校の適正配置により、児童生徒の教育環境を改善することが重要であり、計画の実施にあたっては、保護者や地域住民、学校関係者等の意見を聞きながら、地域の実態や特色に応じた適正配置を実施する。

6) 校舎等の耐震化計画との整合性について

耐震2次診断の結果も考慮し、適正配置を実施する。

※校舎の建て替え等については、その他に老朽化や、収容能力などさまざまな状況を勘案し実施する。

7) 校舎等の跡地利用について

①休校の場合、校舎等の維持管理は教育委員会が行う。あくまで学校施設であり、目的外使用に関して制限を伴うため、地域住民の利用等については、教育委員会と協議の上、必要事項を取り決める。

②廃校の場合、議会等の承認を得て普通財産とし、地域組織や団体（営利団体を除く）への払い下げも検討し、廃校校舎の有効活用を図る。ただし、校舎の老朽化が著しい場合は、取り壊しも含めて検討していく。

※学校は地域の拠点として地域活動や文化継承の一翼を担ってきた。また、地域防災の拠点でもあり、跡地については、十分配慮していく必要がある。

8) その他

①地区の避難所としての指定について

・休校の期間は、引き続き避難所に指定する。

②学校敷地内の借地について

・休校の期間は、引き続き地権者と借地契約を行う。

③計画の見直しについて

・校舎等の耐震化への対応、学校建築に係る国庫補助制度等の動向や、小中一貫教育への対応など時代の変化も注視しながら、毎年検討し、適宜見直しをおこなっていく。

4. 適正配置対象校以外の対応について

(1) 適正配置対象校以外の児童・生徒への通学支援について

適正配置対象校以外の児童・生徒の遠距離通学についても、それぞれの基準により支援を行う。

※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条」には、適正な規模の条件として、通学距離は「小学校はおおむね4 Km以内、中学校はおおむね6 Km以内であること」としている。

(2) 適正配置対象校以外の学区の見直しについて

適正配置対象校以外の学区については、地域全体の要望があった場合、児童・生徒の通学への安全性・利便性、効率性を熟慮し、学区の見直しを検討する。

【参考資料】

《実施計画策定までの主な経過》

諮問 平成18年

『今後の学校教育行政課題について』

真庭市学校、園整備検討委員会 教育委員 市関係行政機関代表者及び職員
学校長及び幼稚園長 学識経験者その他15名以内
(平成17年11月10日 真庭市学校園整備検討委員会規則)

答申書 平成19年2月

<真庭市教育委員会>

○真庭市学校・園整備検討委員会の答申に基づく整備指針 平成20年2月

基本方針・整備指針に沿った具体的な推進計画

諮問 平成20年7月

『今後の真庭市小中学校適正配置推進計画について』

真庭市学校整備推進委員会 地域住民代表 保護者代表 学校・園代表 有識者
その他教育長が必要と認める者 30名以内
(平成20年5月22日 真庭市学校園整備検討委員会規則)

答申書 平成22年1月

<真庭市小・中学校適正配置実施計画策定会議> H22年4回実施

◎真庭市立小・中学校適正配置実施計画 平成23年1月策定
平成25年10月改訂